

太田市休日歯科診療所設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日における市民の歯科診療の確保を図るため、一般社団法人太田新田歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行う休日歯科診療所（以下「休日診療所」という。）の設備整備に対し太田市休日歯科診療所設備整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、歯科医師会に交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、休日診療所の設備整備費（設置費用等を含む。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、補助対象経費を限度として、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。